大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第６条第２項に基づく変更の届出について、同法施行規則第１１条第２項に基づき届出等の要旨をお知らせします。

店 舗 名 称	ミスターマックス長住店
所　在　地	福岡市南区西長住二丁目２５番２５号
建物設置者	株式会社ミスターマックス・ホールディングス 代表取締役社長　平野能章 福岡市東区松田一丁目５番７号
変更届出の要旨	（１）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ①駐車場の位置及び収容台数 （下表） ②駐輪場の位置及び収容台数 （変更前）建物西側　３０台、建物西側　１０台、建物西側　２０台 合計　６０台 （変更後）建物西側　　２０台、建物敷地西側　２４台（内バイク４台） 合計　４４台（内バイク４台） （２）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 （変更前）開店時刻：午前１０時（但し、年間６０日に限り午前９時） 閉店時刻：午後　９時 （変更後）開店時刻：午前　８時 閉店時刻：午後１０時 ②来客が駐車場を利用することができる時間帯 （変更前）午前８時３０分～午後　９時３０分 （変更後）午前７時３０分～午後１０時３０分
変更年月日	（１）令和９年　６月７日　　（２）令和８年１１月１日
届出書の縦覧場所及び縦覧期間	【縦覧場所】福岡市経済観光文化局経済政策課 福岡県中小企業振興局中小企業経営支援課 【縦覧期間】令和８年１０月２０日から令和９年２月２２日 【意見書の提出先】福岡市経済観光文化局経済政策課 ※住民の皆様他どなたでも、縦覧期間内に市に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提出することができます。

位　置	収容台数	
	変更前	変更後
建物西側	３５台	２９台
建物北側	９５台	７５台
建物屋上	１２３台	３６台
合　計	２５３台	１４０台

〇届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画
熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町 10 番地　千里殖産ビル 1F
TEL 096-288-0282　FAX 096-288-0283